



地域活性化起業人事業として「秩父のお土産ですカード」 を発行します！

【strong point/ここが言いたい！】

地域活性化企業人制度を活用し、お土産をきっかけとして秩父をご存じない方へ秩父の情報を発信するカードの発行を行います。

市では、総務省が推進する「地域活性化起業人」制度を活用し、民間企業のノウハウや知見を活かし、地域活性化につなげるため、現在4名の地域活性化起業人を民間企業から受け入れています。

この度、総合政策部 総合政策課で受け入れている地域活性化起業人の発案、提案事業として、秩父のお土産をアピールするカードを制作し、6万部を発行します。

ポストカード表面では秩父へのアクセスを地図で可視化し、裏面では街歩きでの観光情報もアピールできるものとなっています。

個包装パッケージに秩父の文字がなくても秩父のお土産であることをわかりやすくし、また表面に捺印欄を設けることでお土産が誰からのものかという情報もアピールできることから、職場などでのお土産をきっかけとして、秩父への接点を増やすことを目指しています。



【next plan/今後の事業展開】

4月1日より市内土産物店・旅館のお土産コーナー等へ本カード・店頭での使い方POP・配布用カードスタンドを展開し、順次無料配布開始です。

またカード配布を希望する市内店舗へ向けては総合政策課窓口にて対応します。なくなり次第、配布は終了となります。

総合政策部総合政策課

担当者：並木

☎0494-22-2823

FAX：0494-24-7272

